

行政管理庁承認 No. 825-827

承認期限 昭和30年8月15日

昭和三十年六月

未亡人等の雇用に関する

第四次調査調査員必携

労働省婦人少年局

宋之入學の事

漢書大宛列傳

卷九十九

未亡人等の雇用に関する第四次調査
調査員必携目次

一 調査の目的

四頁

二 調査対象

四

三 定義

四

四 調査実施の手続

七

五 調査方法

一一

六 様式C未亡人等の個人票記入手引

一三

以上

ま え が き

この調査員必携は調査を実施する婦人少年官職員並びに臨時調査員各位が調査を行う上に知っていただければならないことを述べてあります。

- 即ち昭和二十九年に実施した「未亡人等の雇用に関する第二次調査」とこの調査の異なる主な点は、
- (1) 対象事業の種類が異なること
 - (2) 昭和二十九年は郵便法で行った同第一次調査に相当する部分もこの調査に含まれていること
 - (3) 職種に関する調査がはぶかれていること
- です。都合で本省から係官が出向いて調査の打合せをすることが出来ないので経験の存無を問わず調査の準備として必ず一読して下さい。

昭和三十年六月

労働省婦人少年局

未亡人等の雇用 関する第四回調査要綱

一、調査の目的 昭和二十九年及び本年実施の未亡人等の雇用に関する第一次、第二次及び第三次調査で把握できない業種の一部につき、未亡人等の雇用の実状を調査して、その職業対策のための基礎資料とする。

二、調査対象 食品衛生法施行令第五系による飲食店営業及び喫茶店営業より層別任意抽出法により全国約五〇〇事業所を概ねする。

三、調査時期 調査の実施は昭和三十年六月とする。

四、調査方法 各都道府県婦人少年室が主体となり、対象事業所を实地調査し、そこに使用されている未亡人等に面接して調査する。

五、報告期日 昭和三十年七月末日までに本省必着とする。

六、調査事項 (調査票様式A及び様式B参照)

雇用の状況、労働条件、未亡人等の身上等

七、定義 未亡人等とは、事実上、夫と死別したもの、夫の未帰還のもの、夫が疾病その他で労働不能のものを指し、扶養家族の有無を問わない。昭和三十年五月末日現在、再婚しているものはふくまない。

八、事務分担 調査の企画、調査票の作成、調査結果の集計分析、公表等は労働省婦人少年局があたり、調査実施に関する事務一切は婦人少年室があたり。

以上

未亡人等の雇用に関する第四次調査

調査員 必携

一、調査の目的

この調査は旅館、ホテル、飲食店等における未亡人等の雇用の経路、雇業及び生活上の問題、労働条件、職務内容等の実情を明らかにし、既に就労している人だけでなく、これから新卒に転じようとする人々のために対策を考える上に参考とされるはずである。

二、調査対象

この調査の対象は全国の旅館、ホテル、飲食店の中から、事業所一〇、〇〇〇未満の県は、〇・二%一〇、〇〇〇以上五〇、〇〇〇未満は、〇・一五%、五〇、〇〇〇以上は、〇・一%の割合で抽出する。

三、定義

一、未亡人等 この調査で未亡人等とは夫と死別したものの、夫と事実上離別したもの、夫が未帰還のもの、夫が病氣その他の理由で労働不能のものを指す。但し、夫が一時離脱していても、その労働の能力があり、又は労働の意思のある者で失業中のものは含まない。本人の年令、扶養家族の有無を問わない。夫に死別したものであつても昭和三十年五月末日現在、事実上再婚しているものは含まない。従つて、母子世帯のみでなく相当広範囲の未亡人等が包含されるはずである。

二、労働者 この調査で労働者とは、事業所から賃金を支給され、事業主との間に雇用関係のあるものを指し、事業主は含まない。又、事業所から労働の場所を提供をうけ、客から直接料金を

受けているもので、事業所からは一切賃金に類するものは、支給されてないものは、労働者

とみなさない。

3.

調査対象事業の種類は、大体労働基準法の第十四号に該当するか、パチンコやなどのような娯楽場で客に飲食物を提供しない事業を除く。又、会社等の寮を除く。

4.

旅館、ホテル

旅館業法第二条の定義による。

(1)

ホテル

とは、一日又は数日を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で客に飲

食させる営業をいう、都道府県知事定めるホテルとしての基準に合うものをいう。例え

ば東京都規則「旅館業法施行細則」でホテルの基準は
一、洋式建築で洋式構造及び設備を施した洋式客室数十五室以上を有し、且つ、洋式客室
数が総客室数の二分の一以上であること。

二、客その他の関係者が営業時間中、自由に出入することのできる玄関、玄関及び応接室
等が公用の室を有すること。

三、客に応接し、客に対して宿泊者名義に記入させることのできる玄関、喫煙場を有するこ
と。

四、洋室客室の構造設備は次によること。

イ、客室の有効面積は、十三平方メートル以上とすること。

ロ、冷暖気水設備及び寢台を備え、その入口は、かざりをつけることのできるものであり、
且つ、そのかざりを要にすること。

ハ、客室の境界は壁造りとすること。

ニ、卓上電話又は呼鈴を設置すること。

ホ、換気設備をすること。

へ、窓その他の開口部には防虫用の金網を張ること。

五、椅子、卓子式の食堂を有すること。

六、使用ごとに用水を取り替える洋式浴室を有し、その入口には、かぎのかけることのできるものであること。

七、中央暖房の設備を有すること。

八、寝具は収容定員数以上の敷量を備えること。

九、和式、客室の構造設備及び収容定員については普通旅館の構造設備及び収容定員による。

(2)

旅館

とは一日を単位とする宿泊料、又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、客に飲食させる営業をいい、都道府県知事の定める旅館としての基準に合うものをいう。例えば、前掲「東京都規則」による旅館としての基準は、

一、客室数は七室以上を有すること。

但し七室未満であつても知事が特別の事情があるときは、五室まで斟酌することができる。

二、客室の総面積（床の間、押入等を除く。）は、六十九平方メートル（約二十一坪）以上とすること。但し、前号但書に該当するものは、四十九平方メートル（約十五坪）以上とすること。

三、一客室の面積（床の間、押入等を除く。）は、七平方メートル（約二・二五坪）以上とすること。

四、収容定員は、客室の有効面積四・九平方メートル（約一・五坪）について一人の割合を以て定めること。

五、階層式寝台を設置する場合は、上段と下段の間隔を一米以上とし、寝台の幅を0.9米以上、長さを一.八米以上とすること。

六、客室の境は、壁、ふすま又は板戸を用い、室内には、かきのかかる押入又は戸棚を設け、通し窓々そのかぎを要にすること。

七、寝具は、収容定員数以上の枚数を備えること。

ロ、特殊飲食店

待合、料理店、カフェー、バー、キヤバレー等であつて、客に飲食させる営業を云い、風俗、営業取締法の対象となる営業をいう。

ハ、一般食堂

外食券食堂、レストラン、中華料理店等主として、酒肴以外の飲食をさせる営業をいう。

ニ、すしや

主として、すし類を客に提供をする食堂をいう。

ホ、めん類 飲食店

主として、めん類の食物を客に提供する食堂をいう。そばや、うどん

や等

ヘ、喫茶店

喫茶、サロン、その他設備を設けて、酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいふ、その名称にかかわらず、酒類を提供し、風俗営業取締法の対象となる特殊喫茶店はこの分類に入らない。

ト、その他の飲食店

以上かかけた営業に属さず客に飲食させる営業をいう。但し、営業の場所で客に飲食させない仕出しや等は除く。

四、調査実施の手続

婦人少年室長は調査を実施するにあたりたの手続をとるものとする。

イ、調査対象事業所の規定

調査対象事業所は、原則として、各都道府県下の労務基準監督署の所轄地域の中から、都道府県庁の所在地の中の一以上の地域及び都道府県庁の所在地以外の地域一以上を概び、原則として、各地域の監督署の適用事業報告により、左記の条件をみたすように、調査対象を抽出する。

記

1. 原則として、男女労働者（年少者をふくむ）の合計が一人以上の事業所、但し、都合により一人以上の規模の事業所が必要ない場合には、不足数に限り一人未満の事業所を加える。対象はなるべく各規模にわたるように概ぶ。

2. 必ず一人以上の「未亡人等」（定義参照）を雇用している事業所であること。

3. 費限の調査対象事業所の業種別（定義参照）数は概報の通りとすること。

4. 対象事業所名簿の作成（別紙様式の通り）

5. 各調査系の事業所番号の記入（左の通り）

都府県	事業所番号		都府県	事業所番号	
	有果番号	一連番号		有果番号	一連番号
北海道	1	1 ~ 19	三重県	24	301 ~ 309
青森県	2	20 ~ 27	滋賀県	25	310 ~ 313
岩手県	3	28 ~ 34	京都府	26	314 ~ 331
宮城県	4	35 ~ 43	大阪府	27	332 ~ 373
秋田県	5	44 ~ 47	兵庫県	28	374 ~ 405
山形県	6	48 ~ 54	奈良県	29	406 ~ 409
福島県	7	55 ~ 59	和歌山県	30	410 ~ 417
茨城県	8	60 ~ 70	鳥取県	31	418 ~ 420
栃木県	9	71 ~ 80	島根県	32	421 ~ 424
群馬県	10	81 ~ 92	岡山県	33	425 ~ 434
埼玉県	11	93 ~ 105	広島県	34	435 ~ 452
千葉県	12	106 ~ 120	山口県	35	453 ~ 462
東京都	13	121 ~ 127	徳島県	36	463 ~ 467
神奈川県	14	128 ~ 200	香川県	37	468 ~ 473
新潟県	15	201 ~ 215	愛媛県	38	474 ~ 481
富山県	16	216 ~ 221	高知県	39	485 ~ 491
石川県	17	222 ~ 226	福岡県	40	492 ~ 513
福井県	18	227 ~ 232	佐賀県	41	514 ~ 521
山梨県	19	233 ~ 238	長崎県	42	522 ~ 533
長野県	20	239 ~ 250	熊本県	43	534 ~ 525
岐阜県	21	251 ~ 260	大分県	44	526 ~ 552
静岡県	22	261 ~ 276	宮崎県	45	553 ~ 558
愛知県	23	277 ~ 300	鹿児島県	46	559 ~ 565

各県の事業所番号の順序は左の産業分類番号の順に、又、同産業分類の中では事業所の労働者数の多いものから少い順に並べること。

産業分類番号は左の様に記入する。

	産業分類番号				
	大	中	小	細	
特殊飲食店	G	4	5	1	11
一般食堂	G	4	5	1	12
すしや	G	4	5	1	13
めん類飲食店	G	4	5	1	14
きつ茶店	G	4	5	1	15
その他の飲食店	G	4	5	1	16
旅館、ホテル	K	8	0	1	10

△ 臨時調査員の雇上げ 事業所数と未亡人等数に応じて臨時調査員を雇上げる。

△ 調査打合せの開催 本局は都合により打合会を持つことが出来ないが、各婦人少年室において臨時調査員に対し、調査実施に必要な事項の打合を行う。説明は主として臨時調査員が分担する調査票様式及び様式Cの調査方法、記入事項について行うが調査の目的や調査全体についても充分に説明する。

6. 調査の実施

(1) 事業所との連絡 前記で調査の予定日を事業所とよく打合せ、先方の協力態勢をととのえる。必要な場合は来者の団体、組合などと連絡をとることも差支えない。

(2) 局長依頼状 にはあらかじめ先方の宛名を記入し、封筒におさめて調査の時、持参する。又、場合によっては調査前の打合せの時、郵送してもよい。

(3) 目的の説明 まづ調査の目的（一参照）をはっきりと簡潔に説明し、充分納得してもらつて調査を開始する。

(4) 調査順序及び分担 調査の実施には必ず婦人少年室長又は婦人少年局調査員証策を持つ職員が主体となり、自から調査の実施にあたり、臨時調査員が調査を開始できるよう事業所側と打合せ、同時にその調査の指揮監督にあたる。臨時調査員はすべて婦人少年局調査員の指揮に従い、勝手な行動をとらないこと。調査の順序は原則として、イ、まづ様式A事業所長の調査を婦人少年室職員が行いこれが終つてから様式B及び様式Cにうつる。

ロ 様式B未亡人等の個人票の調査は臨時調査員が行う。

ハ 様式C未亡人等の身上調査票は婦人少年局調査員又は、臨時調査員が行う。

(5) 調査票の整理 調査終了後は、各調査票を再検討し、記入誤れ、誤りなどのないよう注意する。婦人少年室長は、全調査票を再検し、記入誤れや不明の点は出来るだけ訂正し、管内の分を全部まとめ、事業所名簿を添えて本府に送付する。特に事業所番号、産業分類番号の記入に注意のこと。

五、調査方法

く、調査上の一般心得

(1) 調査方法、時期、対象、記入事項などは労働省の指示に従い、左図のように、各調査票の左側の頁に示してある記入手引を忠実にまもること。



(2) 調査票はすべて労働省印刷の規定の用紙を用いること。用紙不足の時は至急婦人労働課に通知すること。

(3) 調査実施前にあらかじめ調査員必携、各調査票及び記入手引をよく読んで、各調査票の関係、調査内容などを理解しておくこと。

(4) 調査中は用語、態度に注意し、機敏の中にも礼を失せぬよう、又感情におぼれず公正な態度を以てすること。

2、各調査票の調査方法

調査票は

(1) 様式A事業所票

(2) 様式B未亡人等の個人別賃金調査

(3) 様式C未亡人等の個人別身上調査

の三様式から成つており、その調査方法はそれぞれ異なっている。以下分けて説明する。
記入事項の説明は各調査票について記入手引参照のこと。

(1) 様式A、事業所調査票 この調査は昭和二十九年の「未亡人等の雇用に関する第二次調査」と異り、郵便調査によつて事業所の概況や、未亡人等数を明らかにせしめ調査し、そのので、この調査票によつて、はじめにそれらが明らかにされるわけである。従つて、第二次調査の場合のように大体的な状況を確認するというのが目的でないからできるだけ正確な情報を把握するよう努力されたい。

調査の方法は主として経営者側の労務を担当している人に直接面接して質問の上、調査者自ら記入する。

(2) 様式B、未亡人等個人別調査、合しく亦二次調査が、郵便で回答を受けた部分を、この調査票は随時調査員自らが調査することとなっている。

調査方法は原則として、事業所へ付けの労働者名簿、賃金台帳、又はそれに準ずる帳簿、又はメモなど、の経営者側の記録を閲覧して、必要事項を調査票に転記する。

(3) 様式C未亡人等の身上調査 この調査は、様式A及びBの、経営者側の提供による事実からは明らかにできない、未亡人等の入居経路、職業上の問題、身上、などを知らねばならない。

調査方法、様式Aで確認した未亡人等に個人的に面接し、調査者自身が記入する。但し、

事業所の都合で、グループで面接することができれば、調査者が項目毎に説明しながら記入させてもよいが、その際は、調査者は記入中の状況をよくみて、記入遅れや誤りのないよう
に注意する。

原則としては、様式Aで把握された未亡人等全員について調査するが、当日欠席、返戻
の阻止を得ない事由で調査不能等の場合は、省略して差支えない。調査に際しては、その
目的を左のように充分説明して、納得させた上で質問する。

目的説明例、「私は芳村省婦人少年局から参りました。この調査は未亡人やその継女手
ひとりで家のくらしをになつていかなければならない人々の職業対策のためのものです。
実際に職場で働いているあなたのような方たちの実績や感想を伺つて聞いていく上にと
なことが同僚の方などを知るための資料になるのですから何卒御協力下さい。し
調査者は裏面目にも明瞭に礼を失しないよう注意し、同時に調査項目の目指している回
答を得られるよう工夫する。

六、

様式C 未亡人等の個人票記入手引

特殊技能の分類、特殊技能、特殊技能とは一定期間の訓練を必要とする職業上の技能であ
る。

その種類の分け方は、

い) 専門的技術的とは学校の教師、看護婦、保健婦、助産婦、あんま、きゆう、画家、図案家、
デカイナー、音楽家、舞踊、俳優、職業技術員、学者、社会福祉、等特殊の免許や相当高度
の訓練を必要とするもの、

(二) 事務的とはタイフ、速記、通訳、筆研、計算機、図書事務、そろばんなど

(3) 製造修理、彫刻、時計修理、組立機盤、研磨、織布、ラジオ等の組立、編物、糸物、和

洋裁、印刷等物の修理や製造に関するもので、相当の技能の訓練を受けるもの。

(4) サービス的 理髪師、美容師、コック料理人、係母、等サービス的で特殊な訓練を要する技能

とする。分類の不明なものと及び以上の四つに入らないものは、その他分類不能の欄の下に記入。技能が一つ以上ある場合は、幾つでも記入すること。

以上



